

第57期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時

開催
場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山
6階 ルグランA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたして
おりません。

決議
事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である
取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である
取締役の報酬等の額決定
の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員
である取締役及び非業
務執行取締役を除く。）に
対するストック・オプション
報酬額及び内容決定
の件 |

目次

■ 第57期定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	4
（添付書類）	
■ 事業報告……………	25
■ 連結計算書類……………	50
■ 計算書類……………	53
■ 監査報告書……………	56

議決権行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後6時まで

新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、
本年は、書面（郵送）による事前の議決権行使を行
っていただき、株主総会へのご来場につきまして
は、極力お控えくださいますようお願い申しあげま
す。なお、今後の状況により、株主総会の運営等に
大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお
知らせいたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.cyber-l.co.jp>

株式会社 **サイバーリンクス**

証券コード：3683

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 村 上 恒 夫

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

◎報告事項

1. 第57期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第57期（2020年1月1日から
2020年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定
の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除
く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）に掲載しております。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力のお願い

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、例年より間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク及び一部スタッフは手袋を着用して対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮した議事進行を予定しております。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cyber-l.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第57期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 20円00銭 総額 103,236,520円

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第57期)の期末配当につきましては、配当基準日が2020年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第30条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことができる。 1. ～16. (条文省略) 17. 広告・宣伝およびマーケティング調査 18. ～23. (条文省略) 第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことができる。 1. ～16. (現行どおり) 17. 広告・宣伝及びマーケティング調査 18. ～23. (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
第2章 株 式 第6条～第9条（条文省略） （株主名簿管理人） 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第11条（条文省略） 第3章 株主総会 第12条～第16条（条文省略） （議事録） 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>に</u>其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。 第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 （新 設） （選任方法） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第2章 株 式 第6条～第9条（現行どおり） （株主名簿管理人） 第10条（現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第11条（現行どおり） 第3章 株主総会 第12条～第16条（現行どおり） （議事録） 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>に</u>其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。 第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> （選任方法） 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会において選任する。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり）

現行定款	変 更 案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) 第22条～第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (新 設)	(任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除) 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 第22条～第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変 更 案
第25条（条文省略） （取締役会の議事録） 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条（条文省略） （報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第29条 （新 設） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第26条（現行どおり） （取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条（現行どおり） （報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.（現行どおり）

現行定款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員 数) <u>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (選任方法及び補欠監査役の選任の効力) <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (任 期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変 更 案
(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) 第6章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>41</u>条（条文省略） 第7章 計 算 第<u>42</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）	(監査等委員会の決議方法) 第<u>33</u>条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) 第<u>34</u>条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (監査等委員会規程) 第<u>35</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第6章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり） 第7章 計 算 第<u>38</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うえ おか かね ち よ 上 岡 兼千代 (1928年2月18日生)	1969年12月 (株)南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長（現任） 2019年3月 当社 取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役会長	140,019株
2	むら かみ つね お 村 上 恒 夫 (1947年11月13日生)	1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締 役（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役	340,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ひがし なお き 東 直 樹 (1956年4月11日生)	1993年11月 (株)近畿中部レジホンセンター(現 (株)サイバーリンクス)入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク 部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワー ク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネット ワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任) 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締 役(現任) [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役	9,400株
4	ゆ かわ たか し 湯 川 隆 志 (1958年1月17日生)	1998年1月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機 構)入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移動通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワー ク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワー ク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネット ワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任) [重要な兼職の状況] 該当事項なし	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	ひで ゆう じ 秀 祐 而 (1962年1月9日生)	1997年3月 (株)近畿中部レジホンセンター(現 (株)サイバーリンクス)入社 2000年1月 当社 リテイルネットワーク部大 阪支社長 2003年4月 当社 リテイルネットワーク事業 部営業部長 2012年4月 当社 執行役員SCM推進室長 2013年1月 当社 執行役員流通クラウドビジ ネス事業部長 2017年1月 当社 執行役員流通クラウド事業 本部長 2018年3月 当社 取締役流通クラウド事業本 部長 (現任) [重要な兼職の状況] 該当事項なし	13,200株
6	う じ たもつ 宇 治 保 (1951年2月10日生)	1969年4月 住友金属工業(株) 入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役社長	40,029株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	かつら やす お 桂 靖 雄 (1947年9月19日生)	1970年 4 月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2001年 6 月 松下通信工業(株) (現 パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)) 取締役社長 2003年 6 月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 2004年 6 月 同社 常務役員 東京支社長 2007年 6 月 同社 常務取締役 2009年 4 月 同社 専務取締役、東京代表、渉外本部長 2010年 4 月 同社 取締役副社長 2013年 6 月 同社 顧問 2015年 3 月 当社 取締役 (現任) 2019年 1 月 (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役 [重要な兼職の状況] 該当事項なし	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上岡兼千代氏は、1969年に株式会社南大阪電子計算センター（以下「MCC」という。）を設立以降、同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
3. 村上恒夫氏は、当社の代表取締役就任後、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験を活かして当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
4. 東直樹氏は、入社以来、ITクラウド事業全般を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
5. 湯川隆志氏は、入社以来、モバイルネットワーク事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
6. 秀祐而氏は、入社以来、ITクラウド事業（流通業向けクラウドサービス分野）を担当し、同事業分野における豊富な知識・経験を有しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

7. 宇治保氏は、1972年にMCCに入社し、2005年より同社の取締役、2014年より同社の代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
8. 桂靖雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、同氏の有する豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
9. 桂靖雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
10. 当社は、桂靖雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（20頁ご参照）を満たしております。
11. 当社は、桂靖雄氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
12. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。
13. 当社は2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。各候補者の所有する当社株式の数は、株式分割前（2020年12月31日現在）のものであります。
14. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4.（1）取締役及び監査役の氏名等」（41頁ご参照）に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	さ とう まさ みつ 佐藤 正 光 (1950年6月20日生)	1992年3月 北日本リテイルネットワークシステムズ(株) 代表取締役 2000年1月 当社 取締役 2002年7月 当社 常務取締役 2003年9月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2006年10月 当社 取締役総合管理部長 2007年3月 当社 常務取締役総合管理部長 2012年4月 当社 常務取締役 2013年3月 当社 専務取締役 2019年3月 当社 常勤監査役(現任) 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 監査役(現任) [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 監査役	26,080株
2	みず き みのる 水 城 実 (1970年1月27日生)	1994年9月 大原簿記専門学校 専任講師 1997年9月 速水税務会計事務所 入所 2000年12月 水城会計事務所開設 所長(現任) 2012年3月 当社 監査役(現任) 2015年12月 (株)真善美経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2016年4月 (株)タカショー 社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 水城会計事務所 所長 (株)真善美経営コンサルティング 代表取締役 (株)タカショー 社外監査役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	つえ たき じゅん いち 潰瀧 順 一 (1952年6月19日生)	1975年4月 和歌山県庁 入庁 2009年4月 和歌山県企画部政策統括監（関西国際空港・IT担当） 2010年4月 和歌山県企画部企画政策局長 2011年4月 和歌山県伊都振興局長 2013年3月 和歌山県庁退職 2013年6月 和歌山県商工会連合会専務理事 2016年3月 当社 監査役（現任） [重要な兼職の状況] 該当事項なし	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水城実氏及び潰瀧順一氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐藤正光氏は、管理部門をはじめ長年にわたり当社の取締役を務めたことから、当社の事業に精通しております。また法務、財務及び会計に関する豊富な業務経験と幅広い見識から、取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。
4. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。
5. 潰瀧順一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。
6. 当社は、水城実氏及び潰瀧順一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
なお、両氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（20頁ご参照）を満たしております。
7. 当社は、佐藤正光氏、水城実氏、潰瀧順一氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」並びに各氏の選任が原案どおり承認された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。
9. 当社は2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。各候補者の所有する当社株式の数は、株式分割前（2020年12月31日現在）のものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
とよ だ やす ふみ 豊田 泰史 (1954年7月7日生)	1985年4月 弁護士登録（和歌山弁護士会） 1990年4月 豊田法律事務所（現 あすか綜合法律事務所）開設 所長（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 豊田泰史氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 豊田泰史氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 豊田泰史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（20頁ご参照）を満たしております。
5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、当社の定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ豊田泰史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。豊田泰史氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には同氏は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- A. 当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B. 当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C. 当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E. 当社議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F. 過去2年間に於いてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G. 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間に於いて（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1999年12月6日開催の株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（内、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（内、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。） に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後におきましても、当社取締役の企業価値向上への貢献意欲をこれまで以上に高めるため、改めて、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40,000千円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。なお、各対象取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

対象取締役に報酬として新株予約権を割り当てることを相当とする理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てることを相当とする理由

当社の対象取締役に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するものであり、その内容は相当であると判断しております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数

1,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類

当社普通株式100,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものいたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものいたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものいたします。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものいたします。

(6) 新株予約権の取得に関する事項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、上記（５）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができることといたします。
- ②当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができることといたします。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の相続の取扱い

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の１名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。

(9) その他新株予約権の内容

上記（１）から（８）の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

事業報告

〔2020年1月1日から
2020年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。持ち直しの動きが見られます。今後の先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループの主要顧客である流通食品小売業におきましては、感染症の影響が続くなか、様々な対策を講じながら事業継続が図られ、国民生活を支える重要産業としての役割が果たされております。また、これに伴い、流通食品小売業の事業基盤の一端を担うITサービスの社会的意義も増大しております。他方、中長期的な視点に立てば、流通食品小売業は、人口減少に伴う市場縮小の脅威にさらされていることに加え、共働き世帯や単身世帯の増加といったライフスタイルの多様化を背景に、コンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット販売事業者など他業態との競争激化、さらには、キャッシュレス決済普及への対応、人手不足や最低賃金の引き上げによる人件費の高止まりといった問題に直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するためには、DX（注）の推進等により、店舗運営の効率化や、卸売業及び製造業とのビジネスコミュニケーションの円滑化を図るなど、生産性向上に向けた取組が不可欠となっております。

官公庁におきましては、菅政権発足とともに成長戦略の柱としてデジタル庁の設置が掲げられ、感染症に対応する中で明らかになったわが国のデジタル化の遅れを取り戻し、行政手続や商慣行におけるデジタル化を飛躍的に推し進める機運が高まっております。各種行政手続の迅速化のみならず企業活動を含む社会全体のデジタルインフラとしての潜在力を持つ「マイナンバーカード」の普及促進や、紙・対面に基づく様々なやりとりをサイバー空間において実現す

のためのデータ流通基盤となる「トラストサービス」の整備、すべての小中学生を対象に1人1台のパソコンを配備する「GIGAスクール」構想に基づく教育ネットワークの充実といった具体的な取組が既に推し進められているところです。一方、近年わが国においては大規模な自然災害が頻発しており、国民の間で、防災・減災への関心が高まっております。いかなる状況においても、住民が、必要な情報を速やかに受け取ることができる仕組みの整備など、安全安心を確保するための取組が求められております。

このような状況のもと、当社グループは「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、2020年4月から5月にかけて、緊急事態宣言の発出に伴いドコモショップの業務を縮小する措置が講ぜられるなど感染症の影響が及んでおります。また、端末価格と通話・通信サービスの利用料を分離する「分離プラン」への移行、通信キャリアの新規参入、日本電信電話株式会社による株式会社NTTドコモの完全子会社化、各通信キャリアによる格安の大容量プラン投入など、環境変化が非常に激しくなっております。加えて、MVNO事業者（注）の動向や、オンラインでの端末購入の普及に伴うドコモショップの役割の変化などにも注意を払う必要があります。市場環境の厳しさが増す中、5Gサービスの開始による新たな需要の創出や、2026年3月に予定されている3Gサービス終了に向けた端末買い替え需要の喚起など、機会をとらえた事業展開に取り組んでいく必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、応対品質の維持・向上に努め、顧客ロイヤルティを高める取組に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高12,777,704千円（前期比22.3%増）、営業利益924,620千円（前期比105.5%増）、経常利益951,544千円（前期比106.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益644,720千円（前期比130.0%増）となり過去最高益を達成しました。

また、当社グループが経営上の重要指標と位置付ける定常収入（注）は、サービス提供の拡大により223,713千円増加したことに加え、当連結会計年度より連結子会社の業績が含まれることとなった影響により1,480,814千円増加し、6,424,312千円（前期比36.1%増）となり、順調に推移しました。

なお、当社グループは、2016年に、当連結会計年度を最終年度とする5か年中期経営計画を策定し、「シェアクラウド」によるサービス展開を進めてまいりました。その結果、売上高は目標107億円に対して127.7億円、また、定常収入は目標49.5億円に対して64.2億円となり、それぞれ計画を大幅に上回る結果となりました。経常利益は、開発投資に係る償却負担が上振れたこと等により、目標11億円に対して9.5億円となり目標達成には至りませんでした。5か年の間に、主力の流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」の次期バージョンをリリースし大規模小売業3社に導入したほか、企業間連携プラットフォーム「C 2 P l a t f o r m」の開発への着手や、トラストサービス関連の認定取得など、今後の更なる成長に向けた取組を着実に進めることができました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

＜ITクラウド事業＞

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、当社グループの主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」や、卸売業向けのクラウド型E D Iサービスなどの提供拡大により、定常収入が増加しました。一方、システム開発や機器販売といった定常収入以外の売上については、「@ r m s 基幹」次期バージョンの導入や消費税制改正対応などを行った前連結会計年度に比べ相対的に減少しました。また、研究開発費は、流通業界における商談のD Xを実現する企業間連携プラットフォーム「C 2 P l a t f o r m」の新機能開発等の実施により増加し、これまで「@ r m s 基幹」次期バージョンの開発に伴い増加が続いていたソフトウェア償却費は、同システムの一部機能の償却終了等により減少に転じました。また、のれん償却や顧客への補償費用の減少に加え、感染症の影響を受けてミーティングをオンライン化したことによる旅費交通費の減少、出展を予定していた展示会が中止されたことによる広告宣伝費の減少等により、販売費及び一般管理費が減少しました。これらの結果、売上高は前連結会計年度を下回り、利益は前連結会計年度を大幅に上回りました。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましては、防災行政無線デジタル化工事の需要が当連結会計年度にピークを迎えたことに加え、前連結会計年度に

取得した連結子会社業績の寄与もあり、売上高、利益ともに前連結会計年度を大幅に上回りました。また、2020年7月14日に、総務省及び経済産業省より「電子委任状取扱業務」（注）の認定を取得し、ペーパーレス、脱ハンコ等の促進による行政・民間サービスの利便性向上に向けた取組を本格化すべく準備を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,015,159千円（前期比42.3%増）、セグメント利益（経常利益）は869,463千円（前期比183.4%増）となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、緊急事態宣言の発出を受けて、2020年4月8日から同年5月31日までの間、ドコモショップの業務縮小等の措置を講じましたが、第3四半期以降は、いずれの月も通常通り営業いたしました。この結果、第3四半期及び第4四半期は端末販売台数が前年同期を上回りましたが、累計期間で見ると、第2四半期までの落ち込みを補うには至らず、前連結会計年度を下回りました。また、第4四半期は新型iPhoneがリリースされた影響もあり高価格帯モデルの売れ行きが好調となりましたが、2019年6月に「分離プラン」が開始されて以降、スマートフォンの売れ筋は低価格帯モデルにシフトする傾向が顕著であり、端末販売単価も前連結会計年度を下回りました。端末販売単価が低下した反面、端末一台あたりの粗利率が上昇したこと

や、経費削減により販売費及び一般管理費を抑制したこと等により利益率は上昇しましたが、売上高、利益ともに前連結会計年度を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,762,545千円（前期比19.1%減）、セグメント利益（経常利益）は349,119千円（前期比6.9%減）となりました。

（注） 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）：

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

MVNO事業者：

携帯電話などの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

電子委任状取扱業務：

「電子委任状」とは、法人の代表者等が従業員等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録のこと。「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に対し当該電子委任状を提示し又は提出する業務のこと。

企業集団のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第56期 〔自 2019年1月1日〕 〔至 2019年12月31日〕		第57期（当連結会計年度） 〔自 2020年1月1日〕 〔至 2020年12月31日〕		前 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I T ク ラ ウ ド 事 業	7,035,744	67.3	10,015,159	78.4	142.3
モバイルネットワーク事業	3,413,957	32.7	2,762,545	21.6	80.9
合 計	10,449,702	100.0	12,777,704	100.0	122.3

当社のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第56期 〔自 2019年1月1日〕 〔至 2019年12月31日〕		第57期（当事業年度） 〔自 2020年1月1日〕 〔至 2020年12月31日〕		前 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I T ク ラ ウ ド 事 業	7,035,744	67.3	7,558,502	73.2	107.4
モバイルネットワーク事業	3,413,957	32.7	2,762,545	26.8	80.9
合 計	10,449,702	100.0	10,321,048	100.0	98.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は460百万円となり、その主なものは流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発、官公庁向け基幹システムサービスに関連するソフトウェア及び機器の取得のほか、データセンター関連設備の増強によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が大きく変化し、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が急速に加速しており、各企業は競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められています。

また、情報サービス業界は、クラウドサービスの普及を着実に進め成長を続ける一方、AIの本格的な利用にも着手しております。現在の主流であるディープラーニングを中核技術とするAIは、大量のデータを学習することで判断精度を上げていく性質があることから、大量のデータを扱うクラウドサービスと親和性が高く、AIを組み込んだクラウドサービスは、ユーザーにおける生産性向上に従来以上に大きく貢献する可能性を秘めております。今後、AIの利用が活発化していく中で、クラウドサービスはさらに便利なものとなり、その普及も加速度的に進んでいくものと考えられます。

このような経営環境のもと、当社グループは「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図り、当社グループのさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、テレワーク活用による運用・開発体制の分散化、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理の強化、オフィス立地の見直し等により安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ I T技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・A I や、認証連携基盤等の先進的なI T技術への対応が重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのI T技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、認知度向上施策の実施等による採用力の強化や多様な働き方への対応、また、待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、D Xの推進による生産性向上、これまでの仕事のあり方及び働き方の見直し、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化などを進め、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ グループ連携の強化

当社グループ企業とのシナジーを発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第54期 2017年12月期	第55期 2018年12月期	第56期 2019年12月期	第57期(当連結会計年度) 2020年12月期
売 上 高 (千円)	—	—	10,449,702	12,777,704
経 常 利 益 (千円)	—	—	460,993	951,544
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	280,359	644,720
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	28.44	62.43
総 資 産 (千円)	—	—	9,638,508	10,053,700
純 資 産 (千円)	—	—	4,474,908	5,047,673
1株当たり純資産 (円)	—	—	428.11	482.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 第56期が連結初年度となりますので、第55期以前につきましては記載しておりません。
4. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第54期 2017年12月期	第55期 2018年12月期	第56期 2019年12月期	第57期(当事業年度) 2020年12月期
売 上 高 (千円)	9,615,314	9,685,326	10,449,702	10,321,048
経 常 利 益 (千円)	609,610	513,801	463,213	1,858,663
当 期 純 利 益 (千円)	251,549	320,356	282,579	1,569,382
1株当たり当期純利益 (円)	25.98	33.07	28.66	151.91
総 資 産 (千円)	5,786,943	6,195,639	8,986,742	10,293,228
純 資 産 (千円)	3,636,814	3,891,280	4,482,128	5,974,555
1株当たり純資産 (円)	371.67	396.75	428.39	572.07

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。
4. 当社は、第57期において連結子会社である株式会社南大阪電子計算センターからの受取配当金1,000,000千円を営業外収益として計上しております。これにより当期純利益及び1株当たり当期純利益が大幅に増加いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社南大阪電子計算センター	80百万円	100%	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社南大阪電子計算センター	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	2,754百万円	10,293百万円

(8) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社1社で構成され、食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シンガポール支店	シンガポール
田 辺 営 業 所	和歌山県田辺市
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
浜 松 町 オ フ ィ ス	東京都港区
静岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

② 子会社

株式会社南大阪電子計算センター

本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、
奈良支社（奈良県葛城市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
672名	9名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）66名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
502名	10名増	37.2歳	9.5年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）38名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,388,043
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	634,471
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	181,592
和 歌 山 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	180,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,161,826株（自己株式9,560株を除く）
 (3) 株主数 5,439名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	1,200,000株	23.25%
村 上 恒 夫	340,300株	6.59%
サ イ バ ー リ ン ク ス 従 業 員 持 株 会	221,120株	4.28%
上 岡 兼 千 代	140,019株	2.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	127,300株	2.47%
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	108,300株	2.10%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	94,956株	1.84%
和 歌 山 県	84,117株	1.63%
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	72,972株	1.41%
日 本 電 気 株 式 会 社	71,103株	1.38%

（注）持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、2021年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は28,800,000株、発行済株式総数は10,342,772株（自己株式を含む）となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名 称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	68個	普通株式 6,800株	3名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	103個	普通株式 10,300株	3名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	92個	普通株式 9,200株	3名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	92個	普通株式 9,200株	4名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで
第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日)	116個	普通株式 11,600株	4名	1株当たり1円	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
第6回株式報酬型新株予約権 (2020年3月27日)	180個	普通株式 18,000株	4名	1株当たり1円	2020年4月21日から 2050年4月20日まで

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

③ 監査役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	上 岡 兼 千 代	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役会長
代表取締役社長	村 上 恒 夫	株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	東 直 樹	公共クラウド事業部担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	モバイルネットワーク事業部担当
取 締 役	秀 祐 而	流通クラウド事業本部長
取 締 役	宇 治 保	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長
取 締 役	桂 靖 雄	株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役
常 勤 監 査 役	佐 藤 正 光	株式会社南大阪電子計算センター 監査役
監 査 役	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外監査役
監 査 役	潰 瀧 順 一	

- (注) 1. 桂靖雄氏は、社外取締役であります。
2. 水城実氏及び潰瀧順一氏は、社外監査役であります。
3. 佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、税務及び企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 当社は、桂靖雄氏、水城実氏及び潰瀧順一氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日後に生じた担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
桂 靖 雄	株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役	—	2021年1月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
	人	千円
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (1)	103,086 (3,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	23,280 (4,800)
合 計	8	126,366

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役17,280千円）を含んでおります。
2. 1999年12月6日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。
- また、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。なお、取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名を含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役	桂 靖 雄	株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社 外 監 査 役	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサル ティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外 監査役	いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。

(注) 桂靖雄氏は2021年1月27日付で株式会社エイチ・アイ・エスの社外取締役を退任しております。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	桂 靖 雄	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	水 城 実	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、また監査役会には 16回のすべてに出席し、専門的見地からの観点を含め、適宜発言を行っております。
	潰 瀧 順 一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、また監査役会には 16回のすべてに出席し、長年にわたる行政分野の知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	49,500千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,500千円

- （注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等について確認を行い、監査役会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
- ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。
- ② 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- ③ 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。
- (7) 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
- ② 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。
 - ⑤ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
 - ② 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
 - ④ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め19回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役会の開催状況

監査役会は月1回開催しており、臨時監査役会を含め16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は3ヶ月に1回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,411,237	流 動 負 債	2,681,740
現 金 及 び 預 金	1,863,331	買 掛 金	744,281
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,935,110	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	304,200
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	411,407	リ ー ス 債 務	2,291
商 品 及 び 製 品	134,624	未 払 法 人 税 等	178,841
仕 掛 品	649,241	資 産 除 去 債 務	6,223
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,254	賞 与 引 当 金	38,792
そ の 他	415,724	受 注 損 失 引 当 金	62,354
貸 倒 引 当 金	△2,456	そ の 他	1,344,754
固 定 資 産	3,642,463	固 定 負 債	2,324,287
有 形 固 定 資 産	2,535,449	長 期 借 入 金	2,079,906
建 物 及 び 構 築 物	743,472	リ ー ス 債 務	8,162
土 地	1,399,470	資 産 除 去 債 務	31,583
建 設 仮 勘 定	114,794	そ の 他	204,635
そ の 他	277,711	負 債 の 部 合 計	5,006,027
無 形 固 定 資 産	614,619	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	556,685	科 目	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	57,879	株 主 資 本	4,978,971
そ の 他	53	資 本 金	792,324
投 資 そ の 他 の 資 産	492,394	資 本 剰 余 金	1,244,058
投 資 有 価 証 券	19,000	利 益 剰 余 金	2,954,205
繰 延 税 金 資 産	228,249	自 己 株 式	△11,616
そ の 他	247,274	新 株 予 約 権	68,702
貸 倒 引 当 金	△2,129	純 資 産 の 部 合 計	5,047,673
資 産 の 部 合 計	10,053,700	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,053,700

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

〔2020年1月1日から
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,777,704
売上原価		9,235,907
売上総利益		3,541,796
販売費及び一般管理費		2,617,176
営業利益		924,620
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	250	
不動産賃貸料	10,126	
受取保険金	18,031	
補助金収入	7,531	
その他	10,638	46,581
営業外費用		
支払利息	16,673	
不動産賃貸原価	2,476	
その他	507	19,657
経常利益		951,544
特別利益		
保険解約返戻金	38,228	
その他	561	38,789
特別損失		
固定資産除却損	17,014	17,014
税金等調整前当期純利益		973,319
法人税、住民税及び事業税	409,601	
法人税等調整額	△81,002	328,599
当期純利益		644,720
親会社株主に帰属する当期純利益		644,720

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔2020年1月1日から
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	792,324	1,244,058	2,392,224	△5,149	4,423,457
当期変動額					
剰余金の配当			△82,739		△82,739
親会社株主に帰属する当 期純利益			644,720		644,720
自己株式の取得				△6,467	△6,467
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	561,981	△6,467	555,513
当期末残高	792,324	1,244,058	2,954,205	△11,616	4,978,971

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	51,451	4,474,908
当期変動額		
剰余金の配当		△82,739
親会社株主に帰属する当 期純利益		644,720
自己株式の取得		△6,467
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,251	17,251
当期変動額合計	17,251	572,764
当期末残高	68,702	5,047,673

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,398,257	流動負債	2,048,504
現金及び預金	1,150,822	買掛金	691,000
受取手形	43,587	1年内返済予定長期借入金	304,200
売掛金	2,177,878	リース債務	2,291
商品	118,689	資産除去債務	6,223
仕掛品	524,179	未払金	219,698
原材料及び貯蔵品	4,206	未払費用	149,021
前払費用	132,358	未払法人税等	91,747
その他の金	248,992	前受り金	79,103
貸倒引当金	△2,457	前受り金	91,593
固定資産	5,894,971	前受り金	129,969
有形固定資産	2,132,989	賞与引当金	38,792
建物	540,546	受注損失引当金	61,606
構築物	43,665	その他の金	183,255
機械装置	478	固定負債	2,270,168
車両運搬具	0	長期借入金	2,079,906
工具、器具及び備品	227,979	リース債務	8,162
土地	1,305,378	資産除去債務	28,969
リース資産	10,802	長期前受り金	146,579
建設仮勘定	4,137	その他の金	6,550
無形固定資産	600,720	負債の部合計	4,318,673
商標権	53	純資産の部	
ソフトウェア	542,786	科 目	金 額
ソフトウェア仮勘定	57,879	株主資本	5,905,853
投資その他の資産	3,161,261	資本金	792,324
投資有価証券	19,000	資本剰余金	1,244,058
関係会社株式	2,754,299	資本準備金	1,241,490
出資金	30	その他資本剰余金	2,567
破産更生債権等	1,825	利益剰余金	3,881,087
長期前払費用	70,789	利益準備金	7,500
繰延税金資産	192,280	その他利益剰余金	3,873,587
その他の金	125,165	別途積立金	190,000
貸倒引当金	△2,129	繰越利益剰余金	3,683,587
		自己株式	△11,616
		新株予約権	68,702
資産の部合計	10,293,228	純資産の部合計	5,974,555
		負債及び純資産の部合計	10,293,228

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔2020年1月1日から
2020年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,321,048
売 上 原 価		7,344,947
売 上 総 利 益		2,976,100
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,131,160
営 業 利 益		844,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	1,000,250	
不 動 産 賃 貸 料	10,126	
そ の 他	22,741	1,033,120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,673	
不 動 産 賃 貸 原 価	2,476	
そ の 他	248	19,398
経 常 利 益		1,858,663
特 別 利 益		
そ の 他	28	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,014	17,014
税 引 前 当 期 純 利 益		1,841,678
法人税、住民税及び事業税	296,614	
法 人 税 等 調 整 額	△24,318	272,295
当 期 純 利 益		1,569,382

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	2,196,944
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△82,739
当期純利益							1,569,382
自己株式の取得							
現物配当による増減							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,486,643
当期末残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	3,683,587

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,394,444	△149	4,430,676	51,451	4,482,128
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△82,739		△82,739		△82,739
当期純利益	1,569,382		1,569,382		1,569,382
自己株式の取得		△6,467	△6,467		△6,467
現物配当による増減		△5,000	△5,000		△5,000
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				17,251	17,251
事業年度中の変動額合計	1,486,643	△11,467	1,475,176	17,251	1,492,427
当期末残高	3,881,087	△11,616	5,905,853	68,702	5,974,555

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2021年2月23日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂 雄一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月23日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂 雄一郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社サイバーリンクス 監査役会

常勤監査役 佐藤正光 印
社外監査役 水城実 印
社外監査役 潰瀧順一 印

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地

ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA

TEL 073-425-3333 (代表)

